

(安全管理規程第25条、運航基準22条関係) ※適用条項は、規程例(一般航路事業者用)によるもの

事業者名	(株) ●●
航路名	▲▲航路
船名	■ ■丸

※記載例

巡視記録簿 (年 月分)

[illegible]

甲板部：救命設備、消防設備、非常脱出装置、安全標識、車両甲板

機関部：機関室、諸装置、消防設備

巡視事項は、火気制限・禁止場所等の火気の有無、旅客の遵守状態の確認等